

水に関する最新の政策動向

令和6年10月30日

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部

リスク管理型の水資源政策の深化・加速化について 提言 概要(令和5年10月) 調査企画部会 ～気候変動や災害、社会情勢の変化等を見据えた流域のあらゆる関係者による総合的な水のマネジメントへ～

社会の
ニーズ

- ・人口減少、産業構造の変化、気候変動等による農業用水需要の変化に応じた水供給
 - ・上下水道施設の集約・再編
 - ・動植物の生息環境の維持や良好な河川景観の形成
 - ・大規模災害・事故時の最低限の水の確保
 - ・水災害の激甚化・頻発化への対応
 - ・2050年カーボンニュートラルに向けた水力発電の推進
 - ・地下水の適正な保全と利用
- 等

将来の水資源政策 治水、利水、環境、エネルギー等の観点から、流域のあらゆる関係者が水に関して一体的に取り組む、総合的な水のマネジメントへの政策展開を目指す

まずはその第一歩として、リスク管理型の水資源政策の深化・加速化により、顕在化する気候変動や社会情勢の変化等のリスクに速やかに対応

1. 流域のあらゆる関係者が連携した既存ダム等の有効活用等による 総合的な水のマネジメントの推進

(1) 水需給バランス評価等を踏まえた流域のあらゆる関係者が連携した枠組みの構築

<対応すべき課題>

流域のあらゆる関係者が有機的に連携し、流域の総合的な水のマネジメントの推進を図るため、関係者間のより円滑な調整を可能にするための枠組みの構築が必要

- 水需給バランス評価手引きの作成
- 流域のあらゆる関係者が連携した情報共有等を図る枠組みの構築
 - ・ 流域の水運用を含めた水道の集約・再編の検討
 - ・ 水系管理の観点から流域における増電の検討

(2) 気候変動リスク等を踏まえたダム容量等の確保・運用方策の検討

<対応すべき課題>

既存ダム等を最大限かつ柔軟に有効活用する方法について速やかに検討する必要。その際、水力発電の推進と洪水調節との両立なども併せて一体的に検討する必要。

- 気象予測技術を活用し、多目的な用途に柔軟に活用できるダム容量等を確保・運用する方策
 - ・ その際、事前放流をより効果的に行うための放流機能の強化等の施設整備
 - ・ 観測の強化、気象・水象予測技術の高度化
 - ・ 不特定容量の活用の検討
- 気候変動による渇水リスクの検討の加速化

2. 大規模災害・事故による水供給リスクに 備えた最低限の水の確保

<対応すべき課題>

施設機能の保全に万全を期すとともに、不測の大規模災害・事故時においても最低限の水を確保できるよう、平時から検討を進め備えを強化する必要

- 大規模堰等※において、施設管理者と利水者が連携し、大規模災害・事故による水供給リスクに備えた応急対応を検討
 - ・ 利水者において、最低限の水供給の目標設定、浄水場間の水融通などを検討
 - ・ 必要に応じて、流域のあらゆる関係者が平時より連携・協力し、緊急的な水融通などを検討
- 上記を実施したとしても被害が想定される場合、投資効果も考慮した施設のリダンダンシー確保を検討
- パイロット的な検討を進め、他施設でも検討できるよう、検討手順等を示すガイドラインを作成

※大河川における大規模な取水堰等の広域へ大量の水供給を行う施設かつ代替性が乏しいもの

3. 水資源政策の深化・加速化に向けた重要事項

(1) デジタル技術の活用の推進

- 遠隔操作等の導入によるダムや堰等の管理の高度化、省力化
- デジタル技術の活用による水管理の効率化、維持管理・更新の効率化
- 気象予測の渇水対応への活用

(2) 将来の危機的な渇水等に関する広報・普及啓発

- エンドユーザーにおける渇水リスク、持続可能な水利用や節水の重要性などの認知度向上
 - ・ 受益地域と水源地域の相互理解・交流の推進
- 渇水の生活や社会経済活動への影響について、効果的な手法による広報・普及啓発

(3) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた水インフラの取組の推進

- 徹底した省エネルギー化に向けて、水インフラの管理運営においては、2050年カーボンニュートラルの観点から施設・設備の更新、施設の集約・再編を検討

新たな水循環基本計画の概要について

水循環基本計画の変更について

- 水循環基本計画は、**水循環基本法(以下「法」)**に基づき、**水循環施策の総合的・計画的な推進を図るため策定**。情勢の変化を勘案等し、**おおむね5年ごとに見直し(水循環政策本部で案文を作成し、閣議決定)**
 - 近年の水循環に係る情勢の変化
 - 令和6年能登半島地震では上下水道等のインフラが被災し、**生活水の確保が課題**。これにより、水循環を構成する水インフラの耐震化や地下水の活用等による代替性・多重性の確保など、平常時からの備えの重要性が顕在化
 - **最適で持続可能な上下水道への再構築が求められている中、令和6年度から水道行政が国土交通省及び環境省に移管**。上下水道一体での施設等再編や官民連携による事業の効率化・高度化を図ることで基盤強化の一層の推進が必要
- これら水循環をめぐる情勢の変化等を踏まえ、**令和6年8月30日に計画変更(あわせて、水循環政策本部で主要施策の工程表を策定)**

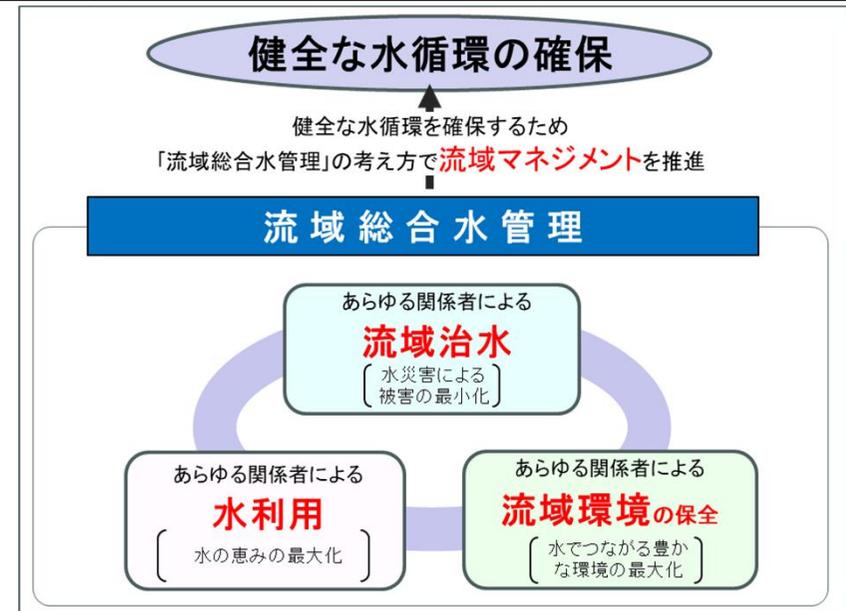
新たな水循環基本計画において「重点的に取り組む主な内容」

今後おおむね5年間は、主に以下の取組に重点を置いて取組を推進

1. 代替性・多重性等による**安定した水供給の確保**
 - ・水インフラの耐震化、早期復旧を実現する災害復旧手法の構築
 - ・非常時における地下水等の代替水源としての有効活用
 - ・災害対応上有効と認められる新技術の活用推進
2. 施設等再編や官民連携による上下水道一体での**最適で持続可能な上下水道への再構築**
 - ・地域の実情を踏まえた広域化や分散型システムの検討
 - ・上下水道一体のウォーターPPPを始めとした官民連携やDX導入等による事業の効率化・高度化を図ることで基盤強化を推進
3. 2050年カーボンニュートラル等に向けた**地球温暖化対策の推進**
 - ・流域一体でのカーボンニュートラルに向けた取組の推進
 - ・官民連携による水力発電の最大化、上下水道施設等施設配置の最適化による省エネルギー化
 - ・渇水対策や治水対策などの適応策の推進
4. 健全な水循環に向けた**流域総合水管理の展開**
 - ・あらゆる関係者による、AIやデジタル技術などを活用した流域総合水管理を、各流域の特性を踏まえつつ、全国へ展開
 - ・地方公共団体等における流域総合水管理を踏まえた流域水循環計画策定の推進

計画変更の実績等

- 平成27年7月10日(策定)
 - 令和 2年6月16日(変更)
 - 令和 4年6月21日(一部変更※)
 - **令和 6年8月30日(変更)**
- ※ 令和3年の法改正(「地下水の適正な保全及び利用」を追加)を踏まえた一部変更



「流域総合水管理」の考え方(イメージ)

このほか、教育・人材育成、普及啓発、技術開発、国際連携・協力などにも注力

近年の水に関する政策の動向

水資源政策

平成27年

国土審議会 水資源開発分科会 答申
「今後の水資源政策のあり方について」
～水の恵みを楽しむことができる「幅を持った社会システム」への転換～

- ・需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へ、水資源政策の進化を図るべき

平成29年

国土審議会 水資源開発分科会 答申
「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」

平成 27年答申を受け、リスク管理型の水資源開発基本計画の策定指針を示す

- ・大規模災害、大規模事故、危機的渇水等に対しても最低限必要な水を確保
- ・不確定要素を考慮して水需給バランスを総合的に評価し、定期的に点検
- ・既存施設の徹底活用。長寿命化対策の機動的展開のための手続き簡素化
- ・ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保

令和5年

⇒リスク管理型フルプランへ、順次見直し

国土審議会 水資源開発分科会 調査企画部会 提言
「リスク管理型の水資源政策の深化・加速化について」
～気候変動や災害、社会情勢の変化等を見据えた 流域のあらゆる関係者による総合的な水のマネジメントへ～

早期に対策を講じるべき課題解決に向けた方向性を示す

- ・流域のあらゆる関係者が連携して水利用に関する情報共有を図るための枠組みの構築
- ・気象予測技術を活用した多目的な用途に柔軟に活用できるダム容量の確保・運用方策の検討
- ・施設の集約・再編におけるカーボンニュートラルの観点からの検討

※水の利用のみならず、治水用途、環境も含めた施設全体を指すものとして、「水インフラ」を再定義

令和6年

閣議決定 **水循環基本計画**

健全な水循環に向けた「流域総合水管理」の展開

- ・治水のみならず、水利用、環境についても流域のあらゆる関係者が協働し総合的な取組を行う

治水政策



令和2年

社会資本整備審議会 河川分科会 答申
「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」
～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～

あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す

- ①氾濫をできるだけ防ぐ対策
- ②被害対象を減少させるための対策、
- ③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

をハード・ソフト一体で多層的に進める

令和3年

法改正
流域治水関連法の整備

- ・流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実
- ・利水ダム等の事前放流に係る協議会の創設
- ・沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保する制度の創設
- ・住宅や要配慮者施設等の浸水被害に対する安全性を事前確認する制度の創設

等